

● 気象業務法及び水防法の一部を改正する法律(令和5年5月31日法律第37号)

【公布:R5.5.31 / 施行:R5.5.31又は公布から6か月以内に政令で定める日】

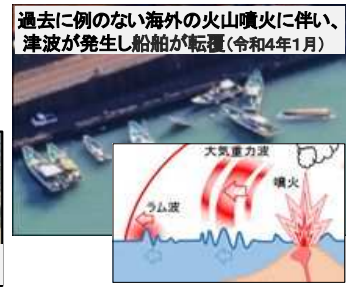
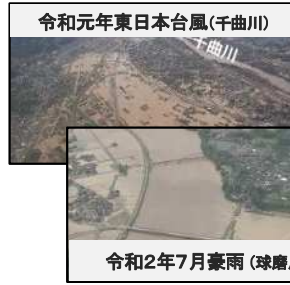
背景・必要性

○ 自然災害の頻発・激甚化や過去に例のない災害の発生を踏まえ、**防災対応のための国や都道府県が行う予報・警報の高度化**が求められている。

○ 加えて、洪水等に対する民間の事業継続等のため、国等が行う予報を**補完する局所的な予報**(個々の事業者等に向けた予報)のニーズも高まっている。

○ これらのニーズに対応する**最新の技術進展**(※)を踏まえ、自治体や住民、事業者等における様々な防災対応がより適確に実施されるよう、官民それぞれにおいて、**予報の高度化・充実**を図る必要がある。

(※)国指定河川の洪水予報では本川・支川一体予測を可能とする技術が、民間ではコンピュータシミュレーションによる予測技術等が進展。



法律の概要

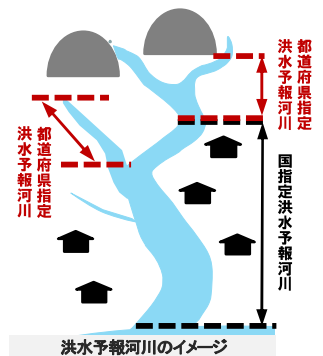
国・都道府県による予報の高度化 — 国民の防災活動に資する「防災気象情報」の提供

① 都道府県指定洪水予報河川の洪水予報の高度化 【水防法・気象業務法】 洪水

○ 国土交通大臣は、都道府県知事の求めに応じ、国指定河川の水位を予測する過程で取得した**都道府県指定河川の予測水位情報を提供**(※)。

(※) 気象業務法の予報制限を適用除外

○ 都道府県知事と気象庁は、当該情報を踏まえ、共同して洪水予報を実施。



② 火山現象に伴う津波の予報・警報の実施 【気象業務法】 津波

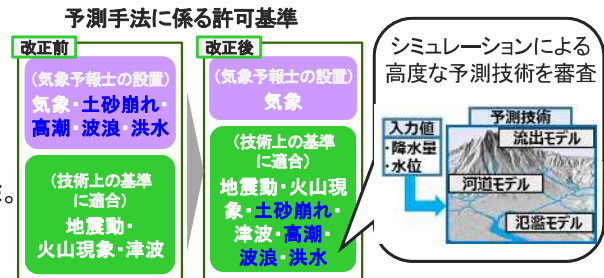
○ 気象庁が実施する業務に「**火山現象に密接に関連する陸水及び海洋の諸現象**」を追加し、火山現象に伴う津波の予報・警報を適確に実施。

民間事業者による予報の高度化 — 多様なニーズに応じた「きめ細やかな予報」の提供

① 最新技術を踏まえた予報業務の許可基準の最適化 【気象業務法】 土砂崩れ 高潮 波浪 洪水

○ 土砂崩れ・高潮・波浪・洪水(気象の予測結果により予測可能な現象)の予報業務の許可について、**最新技術に基づく予測手法の導入による予報精度の向上を図るため、許可基準を新設し、気象庁長官が予測技術を審査**。

- ・ 自ら気象の予測をしない事業者は、気象予報士の設置義務を免除。
- ・ 土砂崩れ・洪水の予測技術の審査には、国土交通大臣も関与。



② 防災に関連する予報の適切な提供の確保 【気象業務法】 火山現象 土砂崩れ 津波 高潮 洪水

○ 社会的な影響が特に大きい現象(噴火・火山ガス・土砂崩れ・津波・高潮・洪水)の予報業務について、気象庁の予報等との相違による**防災上の混乱を防止**するため、**事前説明を行った者のみへの提供を許可**。(事前説明の義務付け)

○ 気象庁以外の者の警報の制限の対象に土砂崩れを追加。



【説明事項】
・ 国等の警報との違い
・ 予報の特性・誤差等

許可事業者からサービス利用者に対し事前に説明

③ 予報業務に用いることができる気象測器の拡充 【気象業務法】 気象等

○ 予報の精度向上を図るため、気象庁長官の確認を受けた場合には、**検定済みではない気象測器を予報業務のために補完的に用いることを可能とする**。



検定済み測器の観測値を主として、簡易センサーによる観測値を補完的に利用して予報

目標・効果

- ① 国土交通省による都道府県指定河川の予測水位情報の提供により、**早期に洪水予報が可能となる河川数: 施行後5年間で約900河川**
- ② 国等が行う洪水等の予報を補完する予報のニーズに対応する予報業務許可事業者の数: **土砂崩れ0者、洪水0者(2023年)⇒土砂崩れ10者、洪水30者(2028年)**

今年の通常国会における水防法等の改正を受け、 国の予測水位情報を提供するための協定を21府県と締結しました

都府県が洪水予報を行っている一級河川 76 河川のうち
まず 19 河川において洪水予報の早期化に向けた取り組みがスタート！

- 「気象業務法及び水防法の一部を改正する法律」が令和5年5月31日に公布されました。都道府県が洪水予報を行う一級河川において、国の予測情報を活用することにより、より早期の洪水予報が可能となります。また、現時点においては都道府県が洪水予報を行っていない河川においても、今後は国の予測情報を活用して、洪水予報を行えるようになります。
- これを踏まえ、国の予測情報を提供するための協定を、6月末までに21府県の知事と各地方整備局長との間で締結しました。今後、他の都道県においても協定締結に向けた調整を進めていきます。

＜協定を締結した府県＞ 合計21府県（19河川）

青森県（2河川）、岩手県、山形県、群馬県（1河川）、埼玉県（3河川）、神奈川県（1河川）、新潟県（1河川）、長野県（1河川）、岐阜県（1河川）、愛知県、三重県、滋賀県（3河川）、京都府（3河川）、大阪府（1河川）、鳥取県、島根県（1河川）、岡山県（1河川）、広島県、福岡県、佐賀県、熊本県

※ 現在、一級河川の洪水予報を行っている都府県数・河川数：全国22都府県・76河川

（ ）内は、現時点で国からの情報提供が可能な、府県が洪水予報を行っている河川の数。

（ ）の記載がないものは、現時点で国からの情報提供が可能な洪水予報河川はないものの国の予測情報を提供するための協定を締結した県。

【参考】

○洪水予報河川

水防法に基づき、流域面積が大きく、洪水により重大な損害を生ずるおそれがある河川として指定され、国土交通大臣または都道府県知事が気象庁長官と共同して洪水時の水位を予報する河川です。

○国が提供する予測情報の活用

国では、一級河川の本川と支川を一体で洪水を予測するモデルを令和3年度から導入しました。今般の法改正により、国の予測情報を都道府県が一級河川で行う洪水予報においても活用することが法的に可能となりました。これにより、都道府県が洪水予報を行っていた河川においては、3時間先までの予測により行われていた洪水予報に対して6時間先までの国の予測情報を活用することで、より早い段階から洪水予報を出すことが可能となるとともに、これまで洪水予報が行われていなかった都道府県管理の一級河川の洪水予報が可能となります。

問い合わせ先

水管理・国土保全局 河川環境課 河川保全企画室 木村・明田
代表：03-5253-8111（内線：35462・35465）、直通：03-5253-8447